

## 第2章 内部質保証

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

### 現体制以前（2019年度まで）の状況

本学における質保証のための全学的な方針および手続については、2019年12月に、抜本的に改められ、2020年度よりこれが本格的に運用されるに至った。もとよりこれ以前においても、第2期認証評価（2014年度）において確認されたように（資料2-1【ウェブ】、18頁）、こうした方針および手続は定められていた。具体的に言えば、学部・学科、研究科・専攻および各委員会等（以下、「各部門」）において策定された活動計画と活動報告とを大学自己評価委員会において審議・承認し（資料2-2）、またその結果を毎年度ごとに「自己点検・評価報告書」としてまとめるかたちで、本学の質保証を展開していた（資料2-3【ウェブ】）（資料2-4）。

このように策定された活動計画によって、各部門は年次目標を意識した活動を行い、その実現に取り組むという効果をみせたが、その一方で、それが年度ごとのものであるため、ときに単年度評価に終わってしまうことがあった。こうした課題を踏まえ、2017年度からは、主に『金城学院中期計画（2015年度～2020年度）』（資料2-5【ウェブ】）における大学関連項目に基づいて、各部門の活動目標を策定・実施することとした（資料2-6【ウェブ】、3頁）。これにより、「学院の基本方針—自己点検・評価活動—活動計画の策定」という三者の関係を明確化させ、中長期的な視野による全学的なPDCAサイクルの展開を目指したのである。

### 現体制（2020年度以降）への転換

こうした質保証体制の運用を通していくつかの課題も現れてきた。とくに大学自己評価委員会は、学部・学科や研究科・専攻および委員会等（以下、「各部門」）における自己点検・

## 第2章 内部質保証

評価の実施をマネジメントすることにとどまっており、その改善・向上を含めた全学的な質保証を推進するところには及んでいなかった。こうした反省をふまえ、本学では、2019年11月に、「金城学院大学内部質保証の方針」を定め、あらたな体制を構築することを示した（資料2-7）（資料2-8【ウェブ】）。この方針は、ウェブにおいて公開するとともに、自己点検・評価の実施が指示される際に、毎年度確認されている（資料2-9）（資料2-10）。

### 金城学院大学内部質保証の方針

2019年11月6日制定

金城学院大学（以下、「本学」という。）は本学の掲げる目標を実現するため、以下の通り、内部質保証の方針を定める。

#### 1 基本的な考え方

- (1) 本学は福音主義のキリスト教に基づき、学校教育法にのっとり、女性に広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、もって真理と正義を愛し、世界の平和と人類の福祉に貢献する人物を養成することを目的としている。本学が自ら掲げるこれらの目標の実現に向けて、教育研究活動をはじめとする諸活動は、本学の中期計画に基づき行われ、諸活動に携わる組織自らが、自己点検・評価を行い、質の保証とその改善・向上に向けた恒常的な取組みを推進する。

#### 2 組織

- (1) 本学における全学的な内部質保証の取組みは、金城学院大学内部質保証推進会議（以下、「推進会議」という。）が統括・推進し、責任を負う。
- (2) 内部質保証の内、本学における教学マネジメントに関わる事項は、金城学院大学教育課程編成会議（以下、「編成会議」という。）が統括・推進し、責任を負う。

#### 3 活動指針

##### （全学的な内部質保証）

- (1) 推進会議は、本学における内部質保証推進のため、金城学院大学内部質保証推進会議規程に定める活動を行う。
- (2) 学科・専攻及び委員会（以下、「各部門」という。）は、推進会議の定める基本方針に基づき、毎年度、自己点検・評価を行う。また、各部門は当年度点検・評価の結果及び次年度の計画をまとめ、推進会議に報告・提案し、改善指示に基づき

改善に取組み、その結果を推進会議に報告する。推進会議は、各部門による改善結果の報告を受けてこれを確認する。

### (教学マネジメント)

(3) 編成会議は、本学における教育の内部質保証推進のため、金城学院大学教育課程編成会議規程に定める活動を行う。

(4) 学科・専攻及び教育の内部質保証に関係する委員会（以下、「教育の内部質保証に関係する各部門」）は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーに基づき、教育活動等を実施し、編成会議の定める方針に基づき、毎年度、自己点検・評価を行う。また、教育の内部質保証に関係する各部門は当年度点検・評価の結果及び次年度の計画をまとめ、編成会議に報告・提案し、改善指示に基づき改善に取組み、その結果を編成会議に報告する。編成会議は、教育の内部質保証に関係する各部門による改善結果の報告を受けてこれを確認する。

(5) 編成会議は、教学マネジメントに関する自己点検・評価を取りまとめて推進会議に報告する。

## 4 情報公開

(1) 本学の社会に対する説明責任を果たすために、毎年度の自己点検・評価報告書等の内部質保証の取組みに関する情報を適切に公表する。

こうした方針に基づき 2019 年 12 月には、大学自己評価委員会を内部質保証推進会議（以下、「推進会議」）に改組し、全学的な質保証の取り組みを統括・推進する組織として設定した（資料 2-11）。またこれと同時に、全学的な質保証の対象から教育に関する全学的な内部質保証の取り組み（以下、「教学マネジメント」）を分立させ、もっぱらこれを統括・推進する組織として、既存の組織である教育課程編成会議（以下、「編成会議」）の機能を拡充させ、これにあてることとした（資料 2-12）。

こうした推進会議の権限や役割および学部・研究科その他の組織との役割分担については、「金城学大学内部質保証推進会議規程」（資料 2-13）に規定されている。また本学における全学的な教学マネジメントについては、推進会議から編成会議に付託され、推進会議はその報告をうけるものとなっている（資料 2-13、第 6 条第 2 項）。こうした編成会議の権限や各部門との役割分担については、「金城学院大学教育課程編成会議規程」（資料 2-14）に規定されている。

## 第2章 内部質保証

このように、本学では内部質保証に関する基本的な考え方を定め、推進会議を中心とする内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、そして学内各部門との関係や手続を適切に設定し、これを明示し、学内で共有している。

### 点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

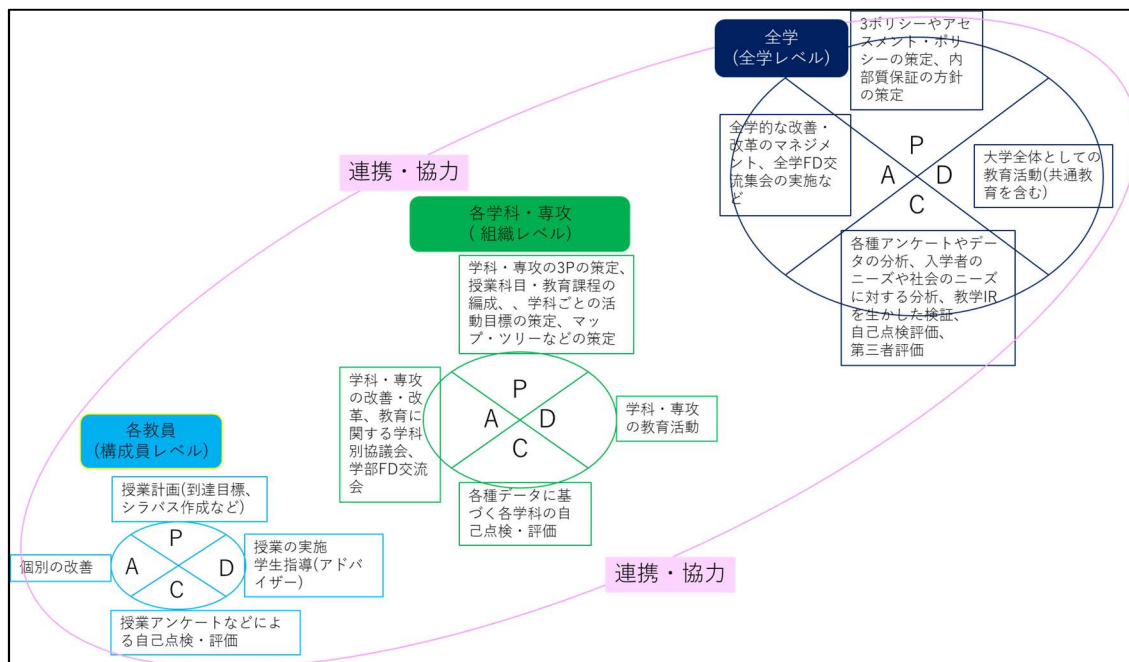
評価の視点2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

本学では、以下のような3つのレベルにおけるPDCAサイクルを通して、全学的な内部質保証を運用する体制を整えている。

- ①全学レベル 大学全体における改善・改革の取り組み
- ②組織レベル 各学科・専攻等における改善の取り組み
- ③構成員レベル 各教員における授業等での改善の取り組み

内部質保証の推進には、こうした3つのレベルでのPDCAが連携・協力して展開されるようになっている。

図2-1 PDCAサイクルの3つのレベル

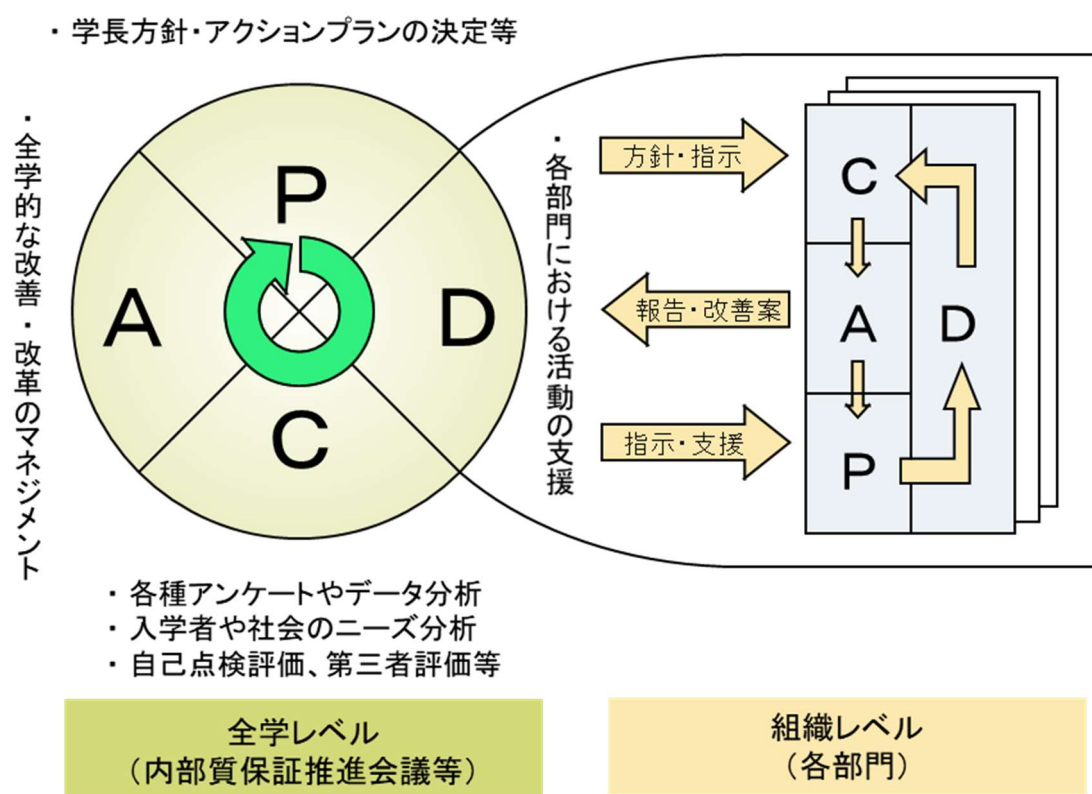


こうした全学レベルにおけるPDCAサイクルの運営は、推進会議が主に担っている。すなわち推進会議は、内部質保証のための全学的な目標・計画を策定し、またこれを各部門に対し実施するよう指示する。各部門は、その指示を受けて活動計画を策定し、これに基づき

実施した内容を活動報告として自己点検・評価し、推進会議に提出する。推進会議はその内容を審議・承認するとともに、必要に応じて各部門に対する改善・向上を指示する（資料2-13、第6条）。各部門は、こうした指示について、できる限り速やかにその改善に努め、改善の結果を本会議に適宜報告することとなっている（資料2-13、第9条）。

この推進会議から本学における全学的な教学マネジメントについて付託されているのが編成会議である。すなわち編成会議は、全学的な教学マネジメントにおける方針を策定し、また関係する各部門に対し、その方針に基づいた活動計画の策定およびその実施を指示する。各部門は、実施した内容を活動報告として自己点検・評価し、編成会議に提出する。編成会議はその内容を審議・承認するとともに、必要に応じて各部門に対する改善・向上を指示し、その結果について確認することとなっている（資料2-13、第5条）。

図 2-2 全学レベルと組織レベルの PDCA サイクル



なお組織レベルの PDCA サイクルの運営については、2019 年度までは各学部・研究科や委員会単位に設置された自己評価委員会において、もっぱらこれを行っていた。しかし複数の学科が所属している学部・研究科もあることを鑑み、よりきめ細かな運営ができるよう、2020 年度以降、教学マネジメントに関する内容については、編成会議の下で、学位プログラム（学科・専攻）単位で行うように変更されている。

## 第2章 内部質保証

また本学では、2019年度に設置されたIR室が、教育研究活動にかかるデータや情報を収集・分析し、各部門における活動を支援するとともに、全学でのFD・SD交流集会などの場において、その分析結果を学内で共有し、これを通じた改善・向上の提案を行っている（資料2-15）。また、構成員レベルにおいても、IR室を中心に、授業評価アンケートや受講者数などのデータを提供することで、各教員がみずからの教育活動の改善・向上を図ることができるようになっている。本学では、このように各レベルにおけるPDCAサイクルの展開を支援する体制となっている。

なお組織レベルの自己点検・評価に関しては、推進会議または編成会議において、その指示を受ける部門を異にしており、具体的には以下のようにになっている（資料2-9）（資料2-10）。

表 2-1 推進会議および編成会議所管の自己点検・評価を行う各部門

推進会議	編成会議
学長室 大学FD委員会 大学教務委員会 入学センター委員会 大学学生生活委員会 図書館委員会 キリスト教センター委員会 国際交流センター委員会 マルチメディアセンター委員会 言語センター委員会 学部自己評価委員会（5学部） 研究科自己評価委員会（2研究科）	学長室 学科・専攻（12学科・6専攻） 大学教務委員会 大学FD委員会

推進会議が、教育・研究、組織・運営、施設・設備など全学的な内部質保証に関係する各部門における自己点検・評価を所掌するのに対し、編成会議は、教育の質保証に関係する委員会に加え、各学位プログラムを運営する学科・専攻の自己点検・評価を所掌する。これにより編成会議は、本学における教学マネジメントを適切かつ効率的に運営することができるようになっている。本学では、このように自己点検・評価の範囲を弁別することで、その内容を適切に把握し、改善・向上へと結びつける体制を整えている。

本学における全学的な内部質保証を推進する組織である推進会議およびこれを補完する編成会議は、いずれも学長を議長として大学執行部ならびに各センター長等や大学事務部の部長（部次長）が構成員となることで、大学全体の内部質保証に責任を負える体制となっている。具体的には以下のような役職者によって構成されている。

表 2-2 推進会議および編成会議構成員

推進会議	編成会議
学長 副学長 学部長 大学院研究科長 教務部長 学生部長 学長補佐 図書館長 大学宗教主事 国際交流センター長 マルチメディアセンター長 言語センター長 IR 室長 大学事務部の部長（部次長）	学長 副学長 学部長 大学院研究科長 教務部長 学長補佐 IR 室長 大学事務部長 学生支援部長 総務部 IR 担当課長 学生支援部履修支援センター担当課長

推進会議は、教育・研究、組織・運営、施設・設備など全学的な質保証の取り組みを推進することを目的としているため、広く多様な部門の長などから構成されている。編成会議は、教学マネジメントに特化した質保証の取り組みを担うため、その目的の実現に必要なとなる部門の長などによって構成されている。

このように本学では、内部質保証の推進に責任を負う組織として推進会議を据え、またこれを補完する編成会議を設け、そして各々に適切な構成員を配置し、その学内体制を整備している。

**点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。**

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
評価の視点2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
評価の視点3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点7：点検・評価における客観性、妥当性の確保

本学におけるディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー（以下、「3つのポリシー」）は、教学マネジメントを担う編成会議において、最終的にこれを策定することとなっている（資料2-14、第5条第2号）。策定にあたっての基本的な考え方については、「3つのポリシーの変更手引き」においてこれを定めている（資料2-16）。策定に関する大きな流れについて言えば、まず編成会議において、建学の精神やこれまでの3つのポリシーを中心とした自己点検・評価の結果を踏まえ、全学における3つのポリシーが策定される。各学科・専攻は、この全学の3つのポリシーに基づき、みずからの学科・専攻における教育研究上の目的や3つのポリシーを中心とした自己点検・評価の結果を踏まえ、みずからの3つのポリシー案を作成する。これら各学科・専攻によって作成された案は編成会議における審議を経て、これが承認されることで、策定されることとなっている。

すでに述べたように、本学では、「金城学院大学内部質保証の方針」に基づき、推進会議を中心に内部質保証活動を実施している。こうした内部質保証に関する取り組みには、「①教育研究組織」「②教育課程・学修成果」「③学生の受け入れ」「④教員・教員組織」「⑤学生支援」「⑥教育研究等環境」「⑦社会連携・社会貢献」の7つの観点を含むものとされている（資料2-13、第3条第2号）。これらは推進会議における点検・評価の対象となっているが、このうち「②教育課程・学修成果」については、教学マネジメントを統括・推進する編成会議に審議を付託し、その報告を受けるものとなっている（資料2-13、第6条第2号）。このように、教学をもっぱら取り扱う内部質保証推進組織である編成会議を設けることで、本学における教学マネジメントの取り組みをより適切に展開できるようになっている。

本学における全学的な教育の企画・設計、運用、検証および改善・向上は、主として推進会議がこれを担っており、そのPDCAサイクルの運用プロセスは以下のように実施されている。



表 2-3 内部質保証推進会議を中心とする PDCA サイクルの運用プロセス

推進会議	各部門	プロセス
P		① 学長は学長室会（資料 2-17）における協議を経て、学長方針や「金城学院中期計画」（資料 1-22【ウェブ】）におけるアクションプランに基づく方針等を決定する（資料 2-18）。
		② 学長は、これらの方針を推進会議に提示する。
PDCA	P	③ 推進会議における協議を経て、各部門に対し、アクションプランに基づく「中期計画到達目標」とその期間およびこれに基づく「当年度活動目標」の策定を指示する（資料 2-18）。なお、このうち教学マネジメントにかかる事項については編成会議にその実施を付託する。
	P	④ 各部門は、「中期計画到達目標」および「当年度活動目標」を記した次年度の活動計画を作成し、推進会議に提出する。
		⑤ 推進会議は、推進会議内に設けられた小委員会（資料 2-13、第 10 条）における検討を踏まえ、各部門が提出した活動計画の適切性を検討・審議し、必要に応じてその修正を求める（資料 2-19）。
	D	⑥ 各部門は、その活動計画について、推進会議からの承認を得た上で、これを実施する。
	D	⑦ 各部門は、年度半ばに、活動計画の中間報告を推進会議に提出する。
	D	⑧ 推進会議は、小委員会における検討を踏まえ、中間報告を審議し、必要に応じてその修正を求める（資料 2-20）。
	C	⑨ 年度末に推進会議は、「自己点検・評価ガイドライン」を確認し、各部門に対して、「到達目標進捗状況、当年度活動目標達成度の自己評価及び活動報告、改善策等」を記した当年度活動報告とともに、これを踏まえた次年度の活動計画の作成を指示する。同時に「教学マネジメントにおける自己点検・評価ガイドライン」を確認し、編成会議にその実施を指示する（資料 2-21）。
	A	⑩ 各部門は、当年度の活動報告（資料 2-22）および次年度の活動計画（資料 2-23）を、推進会議に提出する。

## 第2章 内部質保証

		⑪ 推進会議は、その内部に置かれた小委員会（資料 2-24）（資料 2-25）での検討を踏まえ、これら活動報告および活動計画について、その適切性を検討・審議し、必要に応じて改善を指示する（資料 2-26）。
	P	⑫ 各部門は、活動計画について推進会議からの承認を得た上で、これを実施する。なお改善の指示を受けた各部門は、その改善の取り組みについて報告しなければならない。推進会議はその報告について、その適切性を検討・審議し、必要に応じてさらなる改善を指示する。
C		⑬ 各部門における自己点検・評価を踏まえた検証を推進会議に報告する。また IR 室（資料 2-27）において実施した各種アンケートやデータの分析などを生かした検証を実施する。
A		⑭ 検証を踏まえた全学的な計画の見直しなど、検証に基づいた改善・改革のマネジメントの実施。
P		⑮ 質保証に関する方針を策定し、学長に提案する。学長はこれを学長室会において協議し、方針を決定する。

このように推進会議は、組織レベルの PDCA サイクルが適切に運営されるようにマネジメントする全学レベルの PDCA サイクルを展開している。

教学マネジメントを担う編成会議においても、こうした年次の活動計画・活動報告を通じた自己点検・評価のプロセスは同様に適切に実施されている。すなわち、上記③に記したように、推進会議から大学アクションプランに基づく方針を示された編成会議は、これに基づく「中期計画到達目標」および「当年度活動目標」を記した活動計画の策定を各部門に指示し（資料 2-28）、提出された活動計画について、編成会議内に設けられた小委員会（資料 2-14、第 8 条）において検討し、各部門は編成会議の承認をもってその計画を実施する（資料 2-29）。また年度半ばに活動計画中間報告を提出し、その承認を経て、活動を継続する（資料 2-30）。そして年度末には、上記⑨における推進会議の指示を受けて、編成会議は、各部門に対し、「到達目標進捗状況、当年度活動目標達成度の自己評価及び活動報告、改善策等」を記した当年度活動報告とともに次年度の活動計画の策定を指示する。編成会議は、これら活動報告・活動計画を審議し、各部門はその承認または改善・向上の指示を受けて、次年度の活動を実施することとなっている。このように編成会議は、推進会議同様、組織レベルの PDCA サイクルの適切な運営をマネジメントする全学レベルの PDCA サイクルを展開している。

## 第2章 内部質保証

なお、こうした単年度のPDCAサイクルとともに、3つのポリシーにかかる中期的なPDCAサイクルを展開する取り組みも設定されている。すなわち編成会議は、各学科・専攻における3つのポリシーの内容を検討・承認し（P）、各学科・専攻はこれに基づいてカリキュラムを編成し、その専門教育を展開する（D）。完成年度を迎えたのちに、その3つのポリシーの適切性を自己点検・評価し（C）、これに基づいた改善・向上を通して（A）、新たなカリキュラムや3つのポリシーを策定（P）していくこととなる。

ただし、こうした体制は、その本格的な運用が始まって1年を経過おらず、いまだ全学レベルのPDCAサイクルを一巡させることができていない状況にある。今後、第2年度および各学位プログラムにおける完成年度を迎えて、適切な自己点検・評価を行うとともに、これに基づいた改善・向上を図っていきたい。

もとより本学でも、これまで自己点検・評価が実施されてこなかったわけではない。すでに述べたように2019年度までは、各部門における点検・評価の定期的な実施については、大学自己評価委員会のもとでこれを実施してきた。こうした自己点検・評価の内容については、年度ごとの「自己点検・評価報告書」（資料2-3【ウェブ】）としてまとめられ、また公開されている。しかしながら、そこでは活動内容に関する自己点検・評価にとどまり、全学的な視点からの改善・向上を指示するところまでに至っていなかった。こうした反省を踏まえ、2019年12月に推進会議・編成会議を設置し、その下で自己点検・評価を行う部門を拡充し、点検・評価を定期的な実施する体制を整えるに至り、2020年度より本格的な運用が始まったところである。

しかしながら、2020年初頭より始まるCOVID-19の感染拡大という状況のなかで、推進会議所管の活動報告・活動計画については、その審議・承認を経ることができたが（資料2-19）、2020年3月末に提出を予定していた編成会議所管の各部門における「活動計画（教学関係）」については、1ヶ月先送りし、あわせてこれに関する小委員会での検討等についても同様に日程を調整し実施せざるをえなかった（資料2-31）。また、COVID-19への対応を優先したことにより、推進会議が担当する第3期認証評価にかかる学内手続（資料2-13、第6条第6号）がおおむね2ヶ月ほど遅滞することとなった。

11月（例年10月に実施）に確認された各部門の中間報告においても、活動計画の延期や中止が余儀なくされたものが多く報告された。具体的には、推進会議所管では4部門で延期5件・中止が3件（資料2-20）、また編成会議所管では3部門で延期6件であった（資料2-30）。

## 第2章 内部質保証

現体制においては、PDCA サイクルがいまだ一巡しておらず、また COVID-19 の感染拡大にともなう計画変更・中断のために、計画的な改善・向上については、十分な成果が挙げられていない。しかしながら、そうしたなかにあっても、各部門ではできうる限り計画の実現に努めた。たとえば、留学生の受入・送出を担当する国際交流センターでは、2020年度に留学・海外教育系のフォーラムへの参加を通して、複数の大学と協定締結に向けた折衝を進めることを活動目標として掲げていたが、COVID-19 の感染拡大の影響によりフォーラムへの参加こそかなわなかったものの、イギリス・ノーザンプトン大学とベルギー・ゲント大学と協定締結に向けた折衝を開始するなど、中期計画における到達目標の達成に向けて順調に活動している（資料 2-26、15 頁）。

他方、COVID-19 の感染拡大の結果、計画そのものの実施ができなかったものについても、その改善策をもって、次年度に実施できるようにしている。たとえば、受入留学生の協力のもと、学内の多言語化を中心とした環境整備の推進を計画していた学長室では、留学生の受入中止のため、今年度の計画を断念せざるを得なかった（資料 2-26、4 頁）。2021年度も留学生の受入状況については、いまだ見通しが立たないところがあるため、留学生にとどまらない調査を踏まえた学内環境の多言語化計画の立案といった改善策が提示され、これに基づきその計画が実施されることとなっている（資料 2-26、22 頁）。

なお現体制以前（2019 年度以前）においても、本学では、毎年度、各部門における活動計画の策定および自己点検・評価としての活動報告を実施し、改善・向上を計画的に実施してきた。また、教学マネジメントに関する事項として、学位プログラム（学科・専攻）ごとに「教育効果数値目標」を設定し、その結果を点検・評価してきたところである（資料 2-32）。

たとえば共通教育における外国語教育を担当する言語センターでは、2017 年度に始まった「副専攻（実践ビジネス英語）プログラム」について、その諸問題および今後の運用をより効果的にするための改善策をまとめるなどの、点検・評価を行っている（資料 2-33）。こうした取り組みを踏まえ翌年度にはプログラム参加者の選抜方法を変更するなど改善を通して、効果的・効率的な運営へと向上させることができている（資料 2-6【ウェブ】、19 頁）（資料 2-34【ウェブ】、18 頁）。

あるいは国際交流センターでは、2017 年度に「金城学院大学の国際交流に関する方針と将来構想について」（資料 2-35）を作成し、国際交流センターの中長期計画を定め、これに沿った自己点検・評価を行っている。こうした取り組みを通して、海外協定校の新規開

## 第2章 内部質保証

拓や受入留学生向け教育プログラムの拡充、受入環境・設備の充実、全学的な危機管理体制の構築など、国際交流事業の運営に関する改善・向上を進めている（資料 2-34【ウェブ】、14 頁）。

なお 2020 年度は、COVID-19 の感染拡大にともなう影響のため、本学における諸活動計画におおきな遅滞をもたらした。とりわけ、大学 FD 委員会が実施を計画していた授業評価アンケートの延期は、教学マネジメントの運営に大きく関わるものであった。しかし遠隔授業というこれまでにない授業形態の導入という状況に臨み、形式的にこれを進めるのではなく、これに代えて、学生・教員の状況を把握するために、IR 室を中心に「コロナ禍におけるアンケート」（2020 年 12 月）を実施し、その分析から見えてきた課題や改善点を推進会議や編成会議を通し全学的に共有し、改善・向上につなげられるよう取り組んだ（資料 2-36）（資料 2-37）。たとえば、教員対象のアンケートでは、「教員の負担、教員へのサポート」に関し、「研究活動への支障や遅滞があったとする意見と研究費の次年度繰越希望する意見」が多く認められた（12 件）。このことについては、学長室において検討し、個人研究費の次年度繰り越しを認めている。このように、本学では COVID-19 の影響についても、その現状把握を通じた改善・向上を進めている（資料 2-38）。

なお本学では、行政機関、認証評価機関等からの指摘事項については、従来より以下のようなプロセスで対応している。すなわち、まず担当事務部署において、指摘事項の内容を把握し、これを学長室および当該部署に伝達する。そして当該部署は学長室との連携のもと、改善への取り組みを実施し、その結果は学長室を中心に関係する部署・委員会等を変え、全学的な視点から確認され、行政機関、認証評価機関等へと回答するというプロセスである。

たとえば、2020 年度に、人間科学部現代子ども教育学科における教職課程上の教員数の充足に関して文部科学省から指摘された事項については、まずその指摘の内容を履修支援センターが把握し、当該学科および学長室・教務部長・履修支援センター等の関係する部署において共有し、対応した。その内容については、履修支援センターより文部科学省に報告したが、これについて再度報告を求められることはなかった（資料 2-39）。

また、2014 年度に受審した大学基準協会による大学評価においては、4 つの努力課題が示された。これらに関しては、まずその内容を総務部総務担当において確認し、これを学長室において検討した。この検討を経て学長が関係部署に対して改善の指示を行い、その結果は学長室において確認されている。この改善報告書については、2018 年 7 月に、総務

担当より大学基準協会に提出したが、これについて再度報告を求められることはなかった（資料2-40）。

また薬学部薬学科では、7年ごとに薬学教育評価機構による審査を受審している。2018年度受審時の指摘事項に対しては、学長室の承認のもと、同学科が履修支援センター等の担当事務部署とともに2019年度にその改善を実施し、2020年度に、「指摘に対する改善がなされたものと判断する」との評価を薬学教育評価機構から受けている（資料2-41）（資料2-42）。

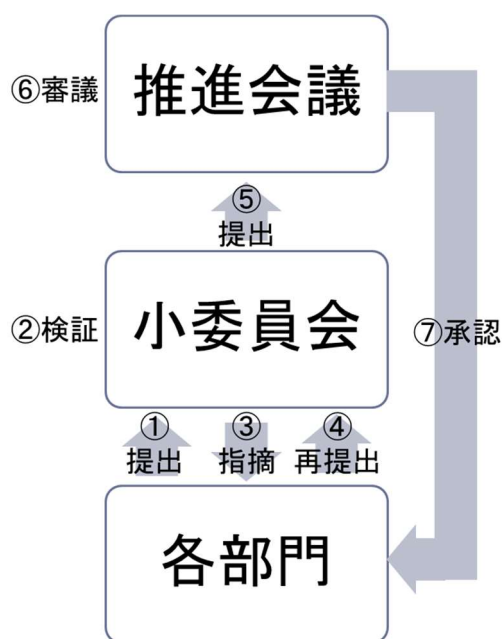
本学における点検・評価における客観性や妥当性を確保する体制としては、全学的な内部質保証が大学自己評価委員会によって担われていた2019年度までは、各部門から年度ごとに提出される自己点検・評価としての「活動報告」について、その内容を同委員会構成員相互でクロスレビューすることによって、客観性・妥当性を確保することとなっていた（資料2-34【ウェブ】）（資料2-4）。しかしこれは、もっぱらレビュアー個人の視点に依拠する点に問題があった。

そのため2020年度に本格的な運用が始まった推進会議を中心とする内部質保証推進体制においては、各部門から提出された活動報告・活動計画の取扱いを、集団的かつ段階的に行うことでその客観性、妥当性を確保する体制を整えている。

具体的には、まず①各部門から活動報告・活動計画が提出され、②これを推進会議内に設

けられた小委員会（資料2-13、第10条）において、検証し、その内容に関し③修正や改善・向上に向けての指摘を行う。各部門はその提案に従って、④修正版を再提出し、小委員会はその内容を確認のうえ、⑤推進会議に提出する。⑥推進会議では、提出された活動報告・活動計画について審議し、⑦これを承認する（資料2-9、6頁）。このような複数の段階や視点を通して、点検・評価の客観性、妥当性を確保できるような体制となっており、編成会議において

図2-3 活動報告・活動計画策定のプロセス



## 第2章 内部質保証

も、そのなかに小委員会（資料 2-14、第 8 条）が設けられ、推進会議と同様のプロセスで執り行われることとなっている（資料 2-10、5 頁）。

また本学では、こうした自己点検・評価について、本学が所在する名古屋市守山区に対し、毎年度、外部評価を依頼しており、2019 年度については「各学部・研究科において、それぞれの教育研究上の目的及び新しいポリシーに対応した取り組みが行われていると評価します」（資料 2-43）との評価を得た。また、こうした結果については、推進会議において共有され、今後の改善・向上に繋げられるようになっている（資料 2-44）。

このように本学では、内部質保証活動の方針や手続などに基づき、定期的実施された点検・評価における客観性・妥当性を確保する体制を整え、現在その第 1 回目の PDCA サイクルを適切に展開させているところである。

**点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。**

評価の視点 1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点 2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点 3：公表する情報の適切な更新

本学では、社会に対する説明責任を果たすために、諸活動の状況に関する情報についてウェブサイトを通じて公表している。しかしながらこれらは、本学の各部署が所管するサーバ等で公開されているため、必ずしも全体像を把握し易くはなっていない。そのため、「基本情報・データ」（資料 2-45【ウェブ】）というポータルサイトを設けることで、簡便にアクセスできるようになっており、具体的には以下のような情報を公開している。

**教育活動：**「履修要覧」（資料 2-46【ウェブ】）、「シラバス」（資料 2-47【ウェブ】）、「実務経験のある教員による授業科目一覧表」（資料 2-48【ウェブ】）

**研究活動：**「研究実績」（資料 2-49【ウェブ】）、「学術研究データベース」（資料 2-50【ウェブ】）、「研究の適切な推進について」（資料 2-51【ウェブ】）、「金城学院大学リポジトリ」（資料 2-52【ウェブ】）

**自己点検・評価結果：**「内部質保証の方針」（資料 2-53【ウェブ】）、「自己点検・評価報告書」（資料 2-3【ウェブ】）、「認証評価」（資料 2-54【ウェブ】）、「教育研究の質向上の取り組みについて」（資料 2-55【ウェブ】）

## 第2章 内部質保証

**財務：**「財務状況概要」、「財産目録」、「貸借対照表」、「資金収支計算書」、「活動区分資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」、「監査報告書」（資料 2-56【ウェブ】）

こうした本学および法人である金城学院に関する情報の公表については、「金城学院情報公開規程」（資料 2-57）に基づき、適切に行われることが定められている（第2条）。また、その内容に疑義がある場合、あるいはその情報が不十分であると考えられる場合、開示請求を行うことができる（同、第3条）。このように、本学および学院において公表されている情報については、外部からのチェックを受けられるようになっている。なお、過去5年間において、公表事項について学外からの照会・意見等はなかった。

いずれの情報も、その内容が改められる時期は各々異なるにせよ、変更に際して、随時更新されることとなっている。たとえば、教育研究活動についてはおおむね新年度に際して更新され、また年次の「自己点検・評価報告書」は推進会議・編成会議における承認を経た6月ごろに更新され、財務については7月ごろに更新されている。とくに財務については、毎年度の決算報告を、金城学院の広報誌である『with Dignity』（7月発刊号）に掲載し（資料 2-58【ウェブ】、16頁）、これを学生の保護者や関係する個人・団体等に配布するなど、積極的な情報公開を進めている。

**点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点1：全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価
評価の視点2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用
評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価については、もっぱら大学基準協会による認証評価の受審に際しての取り組みを通して行われている。前回の第2期認証評価によって、本学における内部質保証体制には、さらなる整備の必要性があることが明らかになった。こうした課題を解決するために、本学では、2017年度以降、大学自己評価委員会のもと、「金城学院中期計画」の大学関連項目に基づき、各部門の活動計画を策定し、これに基づき自己点検・評価としての活動報告を実施することとした。これにより、「学院の基本方針—自己点検・評価活動—活動計画の策定」という三者の関係を明確化させ、全学的なPDCAサイクルを機能させることを目指した。



## 第2章 内部質保証

しかしながら2018年以降に進められた第3期認証評価への対応を通して、従来の大学自己評価委員会は、各部門における自己点検・評価の実施をマネジメントすることにとどまっておられ、全学的な内部質保証の推進にまでは及んでおらず、その点でPDCAサイクルが必ずしも十分に機能していなかったことが明らかになった(資料2-11)。そこで大学自己評価委員会を、教育・研究、組織・運営、施設・設備など全学的な質保証の取り組みを担う組織に改め、「内部質保証推進会議」と称することとした。また同時に、これまで教育課程の編成に関わる全学的な方針の策定を行う組織として位置づけられていた編成会議を、本学における教育の内部質保証の推進(教学マネジメント)について責任を負うことを目的とする組織へと改組した(資料2-12)。そして、こうした内部質保証の取り組みを推進するために、各種学内データの収集・分析に基づいた客観的な根拠を提供し、意思決定や点検・評価を行う学長や各部署を支援する組織としてIR室を設置した(資料2-59)。本学では、以上の体制を2020年度以降、本格的に運用しており、現在、第1年目のPDCAサイクルを終えようとしているところであり、その一巡を経て、現体制のさらなる改善・向上を進めたい。

本学では、現在の体制となる以前より「教育効果数値目標」を設定し、点検・評価における適切な根拠として使用してきた。これは各学科・専攻において、その専門性に基づき毎年度、資格取得や就職状況、あるいは学会発表・論文掲載数などについて、目標を定め、その到達状況について点検・評価するための指標として設定されたものである(資料2-32)。しかしながら、こうした点検・評価においては、各学科・専攻が独自に有するデータを基礎とすることがもっぱらであり、ときに関係部門に情報提供を求めた場合も、そのデータの多くは、いまだ整序されず、また十分な分析を経たものではなかった。

このような反省に立って、点検・評価における適切な根拠(資料、情報)を提供する組織として、2019年度にIR室が設置されたのである。同室は、データの収集・分析、そして情報の共有・提供などを行っており、たとえば、2019年度より始まったアセスメント・ポリシー(資料2-60【ウェブ】、2頁)に定められた評価の指標を収集・分析し、その結果を各部門に伝達し、または全学的に共有している。直近の例では、2020年度に実施したアセスメント・テスト(PROGテスト)の結果を中心にした、学生のコンピテンシー等に関する分析結果を、FD・SD交流集会において共有するなどの活動を行っている(資料2-15)。2020年度より本格的に運用が始まった現在の内部質保証推進体制においては、IR室が中心となって、本学の点検・評価における適切な根拠が提供されていくこととなっている。

## 第2章 内部質保証

本学における点検・評価結果に基づいた改善・向上としては、第2期認証評価の際に指摘された問題や自己点検・評価において確認された課題に関して、全学的に検討・対応した取り組みを挙げることができる（資料2-1【ウェブ】）（資料2-40）。こうした取り組みのなかで、本学のDPに基づいた共通教育の在り方に関する学内での検討と答申（資料2-61）に基づき、ルーブリックを用いた学生の自己評価による学修成果の具体的な把握・評価の導入（資料2-60【ウェブ】、3頁）や、カリキュラム改定による高い教育効果を得ることができるような科目群の設定や効果的なコマの配置を行うなど、その改善・向上に取り組んでいる。

現在の体制では、各部門における活動計画の達成度について、中間報告により、年度途中の経過を点検し、年度内の活動についても、一定の改善・向上を可視化できるようになっている（資料2-20）（資料2-30）。また自己点検・評価としての活動報告では、当年度の活動目標の達成度をだけでなく、中期計画に基づく「到達目標」の進捗状況を把握し、その改善策を示すようになっており、その内容については、推進会議およびこれを補完する編成会議の審議を経て、次年度に向けて改善・向上を行うことができる体制を整えている。

### （2）長所・特色

本学では、学院中期計画を踏まえつつ、大学自己評価委員会の下で、毎年度、自己点検・評価を行ってきた。しかしながら、その体制は、各部門における自己点検・評価を主としており、改善・向上という視点が必ずしも明確ではなかった。また、学院中期計画の実現についても、各部門において、適宜選択し、その年度内において実施するという、いわば単発的な活動に留まっていた。

こうした反省を踏まえ、2020年度以降は、推進会議が、学院中期計画を踏まえたアクションプランを、あらかじめ各部門に割り振り、各部門ではその実現に必要とする期間を定め、年度ごとに達成状況を点検・評価することで、改善・向上の取り組みを進めていくこととした。こうした取り組みを通して、「金城学院大学 VISION 2030」（資料1-21）において示した、「10年後、さらに輝く大学になる」という目標を達成していこうとするものである。

また、名古屋市守山区による本学の活動に対する外部評価は、体制が改められた2020年以降も引き続き実施していく予定である。こうした文字通り第三者からの視点を通して、さらなる改善・向上の機会を得ていきたい。

### (3) 問題点

本学における自己点検・評価とこれに基づく改善・向上の体制は、2020年度から本格的に始まったばかりであり、その問題点はいまだ十分に把握できていない。しかしながら、すでにいくつかの課題は現れている。たとえば、学院中期計画において、具体的なアクションプランが記されていない部門では、独自の活動計画となり、その策定が難しいといった問題が指摘されている。こうした課題を踏まえつつ、今後の取り組みのあり方を考えていかなければならないだろう。

### (4) 全体のまとめ

前述のとおり、本学における新たな内部質保証推進体制は始まったばかりであり、今後、体制の見直しを含め、検証を進めて行かなければならない。しかし、この体制が本格的に始まった2020年度は、COVID-19の感染拡大とこれへの対応という、未知の状況に直面した年であった。このことは、この新たな体制を運営すること自体への大きな阻害要因となり、様々な取り組みへの検証にも十分な体力をもって臨むことができなかったことは、極めて残念な事態であった。しかしながら、学院中期計画を基礎として各部門がみずからの策定した活動計画を実施し、推進会議を中心にこれをマネジメントするという体制は間違いなく機能し始めている。今後は、全学および各部門におけるPDCAサイクルを通して、恒常的・継続的な改善・向上をめざす体制をさらに整備していく必要がある。こうした積み重ねにより、本学における教育の質保証へとつながるよう努めていきたい。